

中小企業のための 法務講座

一般的には、取締役の責任は、定款、会社法や過去の判決などの様々な方面に由来されます。取締役の責任を果たさない場合は、民事、刑事、更には取締役の資格を取り消されてしまう可能性もあります。そう聞くと、取締役を務めている方は不安に思われるかもしれませんが、以下の原則を守ると、不安なしに堂々と行動できるでしょう。

う利動利将のこ常の原い益する

香港の取締役の責任

は必ず「適切な目的」のためである。つまり、権力の行使は権限の目的以外に一切使わない。基本的には会社の全体的な利益のために使う。例えば、1名あるいはcarer

原則4：慎重かつ、スキルや努力を高め、取締役を務める責任がある

- ・書類（不正確、偽造書類）を確認せず平気でサインする
- ・最低限の会社の財務状況も把握していない
- 原則5：利害相反

あれ、取締役の地位により、個人のためあるいは他の人のために利益を取つてはいけない。

キープする義務がある。例えれば、会社の債務過剰や返済不可能であることが分かっているにもかかわらず、新規に融資を受けた場合、清算時に、詐欺取引といふ

取締役は、会社のベスト
利益の前提の下、誠実な行
動を取る。会社の全体的な
利益というのは現在および
将来の株主のためである。
この原則を守るために会社
の諸株主に公平かどうかを
常に心がけなくてはならない
い。

他人に移さず、独自に権力の行使を判断すること

会社の定款や会社決議で権力が与えられた権力は他人に移すことができない。自分で権力を行使した時に他人に左右されるのではなく、自分の独自の判断で権力を行使するべきである。専門家にアドバイスを受けるのはもちろん、他人に判断されることは当たらない。ただし、判断するのは取締役となる。

・ 常に会社の管理をしてい
・ 会社のビジネスすら不確
実め
左右
た
継役
継役
で
議で
履行するためには、合理的に予
想できる一般的な知識、ス
キルと経験をそろえること
・ 该当取締役本人が、実際
に一般常識、スキルと経験
を持つてていること
抽象的な話であるが、一
流の学歴ではなく、基本的
なことである。465条の基
準を満たさない事例を舉
げる。

ある取引の中で取締役自身が重大な利害関係があつた時には新会社法により会社に利益の性質や利益の範囲の報告義務が発生し会社の定款とルールにより該当取締役は取引から外され、該当取引は会社の取締役会と取締役からの許可も必要となる。

原則7：取締役の職位で個人的利益を取らない義務

直接的である間接的で

原則9・取締役の地位で第3者から個人的利益を得ることの禁止

会社の許可がない限り、あるいは、正当な報酬を除き、取締役の地位で第3者から個人的利益を得るのは禁止である。

原則10・会社の定款、決議の規定、ルールを守る

原則11・会社の会計資料を適切にキープする

取締役は会社の財務状況を十分理解し正確な資料を

A circular portrait of Andy Cheng, a middle-aged man with short dark hair, wearing a white shirt and a patterned tie. He is smiling at the camera.



筆者紹介

ANDY CHENG
弁護士 アンディ チェン 法律事務所代表
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの
法律相談・契約書作成を得意としている。香
港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、
在香港日本国総領事館勤務の経験もありジェ
トロ相談員も務めていた。日本語堪能
www.andysolicitor.com
info@andysolicitor.com